

千葉工業大学弓友会 会則（案）

書式変更：左：19 mm, 右：19 mm, 上：19 mm, 下：19 mm

第1章 総 則

第1条 本会は、千葉工業大学弓友会（以下、「弓友会」という。）と称する。

第2条 弓友会は、千葉工業大学体育会弓道部（以下、「弓道部」という。）に在籍した者を以て組織する。

書式変更：インデント：左：0 mm, ぶら下げインデント：5 字, 最初の行：-5 字

第2章 目 的

第3条 弓友会は、弓友会員と相互の親睦および弓道部員との親睦交流を図り、弓道部の発展に寄与することを目的とする。

書式変更：インデント：左：0 mm, ぶら下げインデント：5 字, 最初の行：-5 字

第3章 会員及び名誉会員

第4条 会員

1 原則として、千葉工業大学を卒業した時点で本会弓友会の会員となる。

~~2 卒業年度ごとに、1名の年度幹事を置く。~~

書式変更：インデント：最初の行：2.86 字

第5条 名誉会員

1 弓友会のために特に貢献し、第6章に規定する総会で承認を得た者を名誉会員とする。

2 名誉会員は、会費を免除する。

書式変更：インデント：最初の行：2.86 字, タブ位置：3 字, 左揃え

書式変更：インデント：左：11.1 mm

第4章 役 員

第6条 弓友会に、下記次の役員を置く。

1 会長 （弓友会を代表する）

2 副会長 若干名 （会長を補佐し、会長にやむを得ない事情がある時はその任務を代行する）

3 理事 若干名

総務理事 （総会・理事会運営及び資料作成補佐）

記録理事 （議事録作成及び講習会・練習会記録作成）

ホームページ担当理事 （ホームページの運営・編集及び会員名簿の管理）

会計理事 （弓友会会費の管理及び弓道部会計補佐）

監査理事 （会計監査及び会計補佐）

幹事長理事 （年度幹事の統括及び部弓道部との連携）

学生担当理事 （弓道部の意見聴取・資料整理及び幹事長補佐）

4 年度幹事 原則として各卒業年度別に1名

（各卒業年度の弓友会員を代表し、幹事長を補佐する）

5 名誉顧問 若干名

第7条 役員の任期は、原則3年間とする。ただし、再選はこれを妨げない。

第8条 役員選出は、第6章に規定する総会において決定する。

書式変更：インデント：左：7.5 字, ぶら下げインデント：2 字, 最初の行：-2 字, タブ位置：17 字, 左揃え

書式変更：フォントの色：ユーザー設定の色（RGB(34, 34, 34)）

書式変更：インデント：左 0 字, 最初の行：2.92 字

書式変更：インデント：左 1 字, タブ位置：2 字, 左揃え

第8条 役員の任期は、原則3年間とする。ただし、再任はこれを妨げない。
補欠による役員の任期は、前任者の残存期間とする。

第5章 機 関

第9条 弓友会に、弓友会運営のための下記次の機関を置く。

一、1 理事会

第10条 理事会は、弓友会の執行機関とし役員を以て構成する。

1 理事会は、会長が招集する。

2 理事会は、理事2名2名以上の要求により開催する。

書式変更: インデント: 左 1 字

書式変更: インデント: 最初の行:
2.86 字

書式変更: インデント: 最初の行:
2.86 字

書式変更: インデント: 最初の行:
2.86 字

第6章 総 会

第11条 弓友会の議決機関として下記次の機関を設ける。

一、1 定期総会

二、2 臨時総会

第12条 定期総会及び臨時総会（以下、「総会」という。）は、弓友会の最高議決機関であり出席会員（委任状を含む）の過半数を以て議決する。

第13条 総会の開催

一

1 定期総会は、年に1回開催するものとする。

2 臨時総会は、理事会の決定において開催するものとする。弓友会員は、理事会に総会の開催を要求することができる。

3 総会は、会長が招集し弓友会員に日時、場所、議案を通知する。会長不在の場合は、副会長が代行する。

なお、出席出来ない弓友会員は、議案に対して委任状を提出することができる。

4 会長は、定期総会に弓道部員の出席を依頼し、弓道部の新旧役員紹介及び年間活動結果結果の報告を求めるとともに、弓友会に対する意見を聴くことができるものとする。

書式変更: インデント: 最初の行:
2.86 字

書式変更: インデント: ぶら下げインデント: 2.86 字, 左 0 字, 最初の行:
-2.86 字

第7章 第7章 会 計

第14条 会計年度は、3月21日4月1日より翌年3月20日3月31日までとする。

第15条 会計事務は、会計理事が行う。

第16条 本会員は、会費として年会費3,000円3,000円を納める。ただし、夫婦会員の年会費は、2人2人で5,000円5,000円とする。

なお、卒業初年度は、年会費1人2,000円1人2,000円とする。

第17条 会計報告及び会計監査報告は、理事会の承認を得た後、定期総会で報告する。

第18条 一定期間、会員としての活動を休止する旨を届け出た者、及び活動休止の届出届出をなさ出さ

書式変更: インデント: ぶら下げインデント: 5 字, 左 1 字, 最初の行: -5 字

書式変更: インデント: 左 0 字, タブ位置: 6.5 字, 左揃え

ずに会費を納入しなかった者は「休会者」とし、休会者には会費の納入を免除する。

なお、休会者は、~~2年分~~2年分の会費~~6,000円~~6,000円を納入すれ~~ば~~ばすることで
休会を解き、会員として復帰するものとする。

書式変更：インデント：左 6.49 字，最初の行：0 字

第8章 雑 則

第19条 弓道部員及び本会員への連絡は、弓道部内におかれる弓友会連絡員が行う。

なお、休会者への連絡は行わない。

第20条 本会会則の改正は、総会の承認を得てこれを行う。

附 則 (平成~~26年~~26年 月 日 臨時総会、全部改正)

- 1 平成~~25年11月24日~~25年11月24日施行の会則は、平成~~26年~~26年 月 日全部
改正のうえ、同日付け
で施行する。

書式変更：インデント：左：0 mm，ぶら下げインデント：4.86 字，最初の行：-4.86 字